

令和 7 年度第 20 回庁議提案 審議・報告・その他

提出日：令和 8 年 1 月 20 日

担当部・課：教育委員会学校教育課〔内線 5028 〕

① 件名

石巻市立高等学校の入学者選抜手数料及び入学金の徴収方法の見直しについて

② 施策等を必要とする背景及び目的（理由）

【背景】

宮城県では、令和 8 年度入試から、公立高等学校入学者選抜の出願手続きにウェブ出願システムを導入することとしている。令和 7 年 3 月に県立学校条例、令和 7 年 9 月に県立学校条例施行規則が改正され、入学者選抜手数料及び入学金の徴収についても同システムを使用し、指定納付受託者に納付を委託する方法（クレジットカード決済、コンビニ決済、ペイジー決済のいずれか）により行うこととされた。

石巻市立高等学校の入学者選抜手数料及び入学金は、「石巻市立学校の授業料等徴収条例施行規則」に基づき、納入通知書による方法で徴収を行っていることから、徴収方法の見直しを行う必要が生じた。

【目的】

宮城県の条例等の改正に合わせ、石巻市立高等学校の入学者選抜手数料及び入学金の徴収方法を見直したもの。

③ 根拠法令及び総合計画又は個別計画との整合性

【根拠法令】

- ・県立学校条例（昭和 39 年宮城県条例第 16 号）
- ・県立学校条例施行規則（令和 7 年宮城県教育委員会規則第 1 号）
- ・石巻市立学校の授業料等徴収条例施行規則（平成 17 年石巻市規則第 93 号）

【〔総合計画との整合性 総合計画の位置付け：有・無〕 又は 〔個別計画との整合性〕】

④ 提案に至るまでの経過（市民参加の有無とその内容を含む。）

令和 5 年 7 月 高等学校入学者選抜審議会でウェブ出願システム導入に向けた調査研究開始
 令和 6 年 9 月 高等学校長及び特別支援学校長会にてウェブ出願システムの概要について説明
 令和 7 年 1 月 令和 7 年度当初予算裁定
 3 月 県立学校条例の一部改正（令和 7 年 10 月 1 日施行）
 4 月 宮城県教育委員会、仙台市教育委員会、本市教育委員会担当者によるウェブ出願システム開発に係る打合せ
 9 月 県立学校条例施行規則の一部改正（令和 7 年 10 月 1 日施行）
 10 月 ウェブ出願システム操作説明会開催（中学校、高等学校、保護者）
 12 月 石巻市立学校の授業料等徴収条例施行規則の一部改正（令和 8 年 1 月 1 日施行）

⑤ 主な内容

石巻市立高等学校の入学者選抜手数料及び入学金の徴収方法について、納入通知書による方法に加え、指定納付受託者に納付を委託する方法（クレジットカード決済、コンビニ決済払い、ペイジー決済のいずれか）を追加した。

⑥ 実施した場合の影響・効果（財源措置及び複数年のコスト計算を含む。）

【影響・効果】

入学者選抜手数料及び入学金の徴収方法のキャッシュレス化により、志願者の利便性の向上が図られる。

【市財政への負担】

令和7年度予算額 230千円

内訳：ウェブ出願システム決済手数料 85千円

ウェブ出願システム負担金（開発費） 145千円

⑦ 他の自治体の政策との比較検討

同様の改正を予定している県内市町村はない。

※県内において市立高校を設置しているのは本市と仙台市のみ。

⑧ 今後の予定及び施行予定年月日

令和8年1月 令和8年石巻市教育委員会第1回定例会に報告

2月 令和8年度宮城県公立高等学校入学者選抜ウェブ出願受付開始

⑨ その他